

議案第45号

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月4日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、富士見市家庭的
保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方
自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第20号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

第43条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

第46条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」
を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第30条第2項、第32条第2項、第43条第2項及び第46条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第30条第2項、第32条第2項、第43条第2項及び第46条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。